○厚生労働省告示第百七十八号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十六条第四項及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）の規定に基づき、平成二十六年度における健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十八条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

区分	率又は額	
健康保険法等の一部を改正する法律（以下「平成十八年改正法」という。）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法施行規則等の一部を改正する省令第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定率	○・○一八九七八	
算定省令第十二条において準用する算定省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・○○六三五	
算定省令第十六条第一項第一号に規定する額	一円四十銭	
算定省令第十六条第一項第一号に規定する額	九十六円○○銭	
算定省令第十六条第一項第二号に規定する額	九十六円三○銭	
国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合以外の保険者に係るもの	保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るもの（薬局に係るものを除く。）並びに老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十四号。以下「法」という。）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老人保健法」という。）第六条第四項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）に係るもの（施行法第二十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧老人保健法第四十六条の二第一項の規定による老人保健施設療養費の支給（以下「旧老人保健施設療養費の支給」という。）に係るものに限る。）	四十八円二○銭
	薬局に係るもの	○・○○○○○
算定省令第十六条第二項において準用する算定省令第八条第一項第二号に規定する率	保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るもの（薬局に係るもの（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十七条第一項に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「国保審査委員会」という。）における審査の申出を行わない場合に限る。）並びに老人保健施設に係るもの（旧老人保健施設療養費の支給に係るものに限る。）	○・○○○○○
	薬局に係るもの（国保審査委員会における審査の申出を行わない場合に限る。）	○・○○○○○
平成十八年改正法附則第三十八条の規定によりなおその効力を有することとされた平成十八年改正法第七条の規定による改正前の老人保健法第五十六条第四項に規定する確定負担調整加算率		○・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○厚生労働省告示第百七十九号

介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）附則第二十四条の規定に基づき、平成二十四年度における老人保健施設療養費等確定率を次のように公示する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率（同法第五十六条第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）は、マイナス○・○○○九七七九七二○○六一とする。

○厚生労働省告示第百八十号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき、平成二十五年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数並びに一人平均所得額を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

平成二十五年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額

平成二十五年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率又は額とする。

区分	率又は額
算定省令第四条第二項の厚生労働大臣が定める普通調整係数	○・九七一九七三○一○四三
算定省令第四条第四項の厚生労働大臣が定める補正係数	一・○七五六七○六二九三五
算定省令第五条第四項の厚生労働大臣が定める一人平均所得額	五十一万千八百十七円

○厚生労働省告示第百八十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表番号の項中「日本工業規格」の下に「又は国際電気標準会議が定める規格」を加え、同表十五の項中「Ｚ四七五一―二―四四」の下に「又はＩＥＣ六○六○一―二―四四」を加え、同表二十七の項及び三百七十二の項中「Ｚ四九五一」の下に「又はＩＥＣ六○六○一―二―三三」を加える。

○厚生労働省告示第百八十二号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十二条第二項第一号イ⑵の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域（平成十九年厚生労働省告示第二百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号ロに規定する計画を都道府県労働局長に提出した同号イ⑵の事業主に対するこの告示による改正前の雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の適用については、なお従前の例による。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久